

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ④ 生命保険金と遺産分割

**Q** : 母親の相続により、生命保険金を取得しました。この生命保険金は、遺産分割の対象になるのですか？

**A** : 契約形態によって異なります。

### 【解説】

生命保険金は、相続税法上、相続財産とみなして相続税の対象となるものですが、遺産分割の対象になるかどうかは、その生命保険契約の契約形態によって異なることとなっています。

#### ① 保険金受取人が特定されている場合

この場合の生命保険金は、保険金受取人の固有の財産となりますので、遺産分割の対象になりません。

もし、分割して、他の相続人に分配した場合には、保険金受取人からその分配を受けた相続人に贈与したものととして、贈与税が課税されます。

#### ② 保険金受取人が相続人と記載されており

特定されていない場合

この場合の生命保険金は、相続人全員の固有の財産となり、平等に権利を有することになります。したがって、遺産分割の対象にはなりません。

#### ③ 保険金受取人が被相続人本人の場合

この場合の生命保険金は、被相続人の本来の財産となりますので、遺産分割の対象となります。

